

医師等養成奨学資金 貸付制度のご案内

■学費貸付(全額)

■生活費貸付(毎月最大 医師20万円/看護師10万円)

医師・看護師を目指す
あなたを応援します！

指定医療機関等に
一定期間勤務で

奨学資金
償還免除

岩手県宮古市

知ってる？

未来の医師・看護師を応援する 市の制度のこと

市では、将来、市の指定医療機関等で医師や看護師として働く意欲のある学生に奨学資金をお貸ししています。

この制度では、入学金や授業料などの学校にかかるお金や生活費が貸付けの対象となります。

さらに、卒業後一定の期間、市指定の医療機関等に勤務することにより、**貸付金の償還が全額免除される**など、他の奨学金制度に比べても非常に魅力的な内容となっています。



貸与対象者

大学の医学部・看護師養成所などに合格または在学している人※
※その他条件など詳細は右ページの表をご覧ください

奨学金の種類

年度貸付金

授業料や入学金等の金額に相当する額(学費全額)

月額貸付金

医学生 月額最大 **20万円** まで
看護学生 月額最大 **10万円** まで

貸与期間

卒業・修了するまで

卒業後
指定医療機関等に
一定期間勤務すると

**貸付金償還
全額免除**

(例) 岩手医科大学(医学部)の場合 学費全額3,400万円 + 生活費毎月最大20万円 × 6年 = 4,840万円貸与

知ってる？ 医師や看護師が不足していること

宮古地域では、医師や看護師が不足しています。

右のグラフは、令和6年1月に厚生労働省が示した医師偏在指標※を比較したものです。

これによると、宮古地域の医師偏在指標は134.5で、**全国平均255.6を大きく下回っています。**

これは県内の他の地域と比べてもかなり低く、**危機的状況**と言っても過言ではありません。

※医師偏在指標

人口10万あたりの医師数に、地域の特性や医師の年齢などを加味して、医師の偏在の度合いを示したもの。

医師偏在指標



令和5年12月末医師偏在指標
(厚生労働省医政局地域医療計画課)

宮古市医師等養成奨学資金貸付制度

医 師

貸 付 対 象 者	将来、医師として、指定医療機関等(宮古市国民健康保険診療所、岩手県立宮古病院)で業務に従事する意欲がある、大学医学部入学予定者、医学部大学生
貸付金額	1. 年度貸付金 授業料、入学金等の金額に相当する額の範囲内の金額 ※寄付金、同窓会費等は除きます。 2. 月額貸付金 月額20万円の範囲内の金額
貸付期間	医科大学を卒業するまでの期間
貸付利息	医師免許を受けた日の翌月初日から、年利9%
保 証 人	1. 保証人は、2人とし、独立して生計を営む者であること。 2. 申請者が未成年であるときは、保証人のうち1人は、申請者の法定代理人であること。(特別の事情がある と認めるときは、この限りでない。) 3. 保証人は、奨学生と連帯して債務を負担する者(連帯保証人)であること。 4. 償還について責任を負うことができる資力を有する者であること。
返還免除	1. 年度貸付金、又は月額貸付金のいずれかのみ貸付を受けた場合 9年間、市の指定医療機関等で医師業務に従事したときは、 奨学資金の貸付金額と利息の全額を免除 2. 年度貸付金、及び月額貸付金の両方の貸付を受けた場合 11年間、市の指定医療機関等で医師業務に従事したときは、 奨学資金の貸付金額と利息の全額を免除 ※償還を猶予している間、奨学生の配偶者が宮古市立の診療所で医師業務に従事したときは、その従事期間を返還免除の期間とみなします。
償還猶予	1. 大学医学部を卒業してから10年間 2. 指定医療機関等で業務に従事している期間
返 還	次に該当するときは、奨学資金を返還していただきます。この場合、一括して返還していただくことがあります。 1. 退学等により奨学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。 2. 卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかったとき。 3. 指定医療機関等で医師業務に従事した期間が、奨学資金貸付期間相当期間に満たなかったとき。 4. 償還猶予期間を過ぎ、指定医療機関等で医師業務に従事しないとき。

看護師

貸 付 対 象 者	- 将来、看護師として、指定医療機関等(市内全ての医療機関、介護保険施設・事業所等)で業務に従事する意欲がある、大学看護学部、高等看護学校、看護師養成所入学予定者、看護学生 - 本人や父母、又はこれに準ずる者が、宮古市に住民票を置いている者
貸付金額	1. 年度貸付金 授業料、入学金等の金額に相当する額の範囲内の金額 ※寄付金、同窓会費等は除きます。 2. 月額貸付金 月額10万円の範囲内の金額
貸付期間	大学看護学部等を卒業又は修了するまでの期間
貸付利息	看護師免許を受けた日の翌月初日から、年利9%
保 証 人	医師に準じます。
返還免除	年度貸付金の貸付を受けた期間、又は、月額貸付金の貸付を受けた期間のいずれか長い期間の1.5倍に相当する期間、市の指定医療機関等で看護業務に従事したときは、 奨学資金の貸付金額と利息の全額を免除
償還猶予	1. 大学看護学部等を卒業してから2年間 2. 指定医療機関等で業務に従事している期間
返 還	医師に準じます。

＼教えてサーモンくん、みやこちゃん！／

医師等養成奨学資金貸付制度

Q & A コーナー



みやこちゃん

どういう目的でこの制度が出来たの？



医師偏在指標を見てもわかるとおり宮古市は医師数がたいへん不足しているんだ。このため市では、医師や看護師の育成・確保を目的として制度を作ったんだ。

申請すれば必ず借りられる？



申請したからといって必ず借りられる訳ではないんだ。

医師等で構成する選考委員会というのがあって、この委員会の審査を経て可否が決定されるんだ。

借りたお金を返さなくてもいいと聞いたんだけど、本当？

本当だよ。市の指定する医療機関等で働くことが条件なんだけど、市が定めた年数を勤務することにより貸付金の返還が全額免除になるよ。



どういう人が借りられるの？



医師や看護師の学校に入学予定又は在学中で、免許取得後に、市が指定する医療機関等で働くことが条件だよ。

入学後でも奨学金を受けることはできる？

申込みできるよ。在学中はいつでも申込みできるんだ。



保証人が必要なの？



はい、連帯保証人が2人必要だよ。



サーモンくん

詳細情報・申請書類は右の二次元コードから



岩手県宮古市ホームページ内
https://www.city.miyako.iwate.jp/kenko/isi_yousei_syogakusei_bosyu.html

お問い合わせ先

岩手県宮古市保健福祉部健康課（宮古保健センター） ☎0193-64-0111